

平成29年度 第2回平塚市スポーツ推進審議会 次第

日時 平成29年11月27日(月)

午後3時00分～

場所 パレスタ 会議室

1 あいさつ

2 議 題

- (1) 平塚市スポーツ推進計画について 資料1
 - ア 平塚市スポーツ推進計画の中間見直し概要について
- (2) 平成30年度スポーツ課予算について 資料2
 - ア 補助金交付について
- (3) 平成29年度スポーツ課事業について 資料3
 - ア 市民総合体育大会結果報告について
 - イ 平成29年度スポーツ課事業実施状況について

3 その他

- (1) 大神スポーツ広場について
- (2) その他

4 閉会

「平塚市スポーツ推進計画」の中間見直しについて

(1) 前提・趣旨

- ① 平成26年2月に平塚市スポーツ推進計画が策定され、計画期間10年（平成26年度～平成35年度）の中間年である平成30年度から平成31年度に、前期5年間の検証をする。そして、本計画の進捗状況や社会情勢などの変化を踏まえて、必要に応じて、後期5年間の計画見直しを行う。

(2) 基本方針

- ① 現行計画の体系である4つの基本目標（1生涯スポーツの推進 2地域スポーツの推進 3トップスポーツの推進 4スポーツを楽しむ環境づくり）を推進していくために、引き続き各施策を実施していくことを基本とするが、進捗状況や各施策の廃止、統合等を踏まえて、記述、目標値の見直しや新たな重点分野を設定する。
- ② 平塚市総合計画、国のスポーツ基本法等との整合を図る。
- ③ 「平塚市民における体力・スポーツ関係事項調査」を改めて実施し、本調査の結果や各種調査の統計等を参考にしながら、本市のスポーツ活動の現状や市民のニーズを把握し、見直し後の計画に反映する。
- ④ 見直し後の計画についてはスポーツ推進審議会の意見を反映させていきたいと考えるが、見直し後の計画の策定段階で、臨時的、集中的、効率的に意見を聴取する必要がある場合のため、見直し検討委員（仮称）を選出する。意見の聴取は原則、文書のやり取りとするが、必要に応じて、見直し検討委員会を開催する。委員の選出については「平塚市スポーツ推進審議会条例」第7条、また、「平塚市スポーツ推進審議会規則」第6条に基づき、会長が審議会に諮って定める。

(3) スケジュール

- ① 別紙1のとおり

(4) 平塚市民における体力・スポーツ関係事項調査

- ① 別紙2のとおり

【平成29年度】

日程		スポーツ推進審議会	見直しについて
29年	11月	◆第2回スポーツ推進審議会開催 ・中間見直しの流れ(案)の説明 ・見直し検討委員(仮称)選出の有無等について協議	◆平塚市スポーツ推進計画中間見直し検討委員(仮称)選出の有無等について協議
	12月 ～2月		◆「平塚市民における体力・スポーツ関係事項調査」内容の検討・作成 ※状況により検討委員から意見聴取 ⇒ 調査内容確定
30年	3月	◆第3回スポーツ推進審議会開催 ・「平塚市民における体力・スポーツ関係事項調査」の説明	

【平成30年度】

30年	4月 ～6月		◆「平塚市民における体力・スポーツ関係事項調査」準備 ◆「平塚市民における体力・スポーツ関係事項調査」実施 ◆「平塚市民における体力・スポーツ関係事項調査」集計
	6月	◆平成30年度スポーツ推進審議会委員改選及び委嘱 ◆第1回スポーツ推進審議会開催	
	6月 ～9月		◆中間見直し(素案)の作成 ※状況により検討委員から意見聴取 ⇒ 素案内容確定
	7月 ～10月		◆パブリックコメントの実施
	10月 ・11月	◆第2回スポーツ推進審議会開催 ・中間見直し(諮問)	
	12月		◆中間見直し諮問後の変更を適宜修正 ※状況により検討委員から意見聴取 ⇒ 修正案の周知
31年	1月	◆第3回スポーツ推進審議会開催 ・中間見直し(答申)	
	2月		◆中間見直し版の教育委員会の承認
	2月 ～3月		◆市民・スポーツ関係団体等への中間見直し版の策定報告

別紙 2

平塚市民における体力・スポーツ関係事項調査について

(1) 調査目的

- ① 「平塚市民における体力・スポーツ関係事項調査」は、平成26年に平塚市スポーツ推進計画を作成した際、平塚市民のスポーツに関する意識及びスポーツ実施状況を把握するために行いました。

そのアンケート結果を基に、各指標の数値目標を設定しているところですが、今回は前回の調査から、どのように変化があったのかを把握するために、同じ質問項目で、また必要に応じて質問項目を追加して、改めて実施するものです。

(2) 調査方法

- ① 調査対象 平成30年3月1日時点で住民基本台帳に記載された満20歳から満79歳までの平塚市民
- ② 対象者数 3000人
- ③ 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出
- ④ 調査方法 郵送方式（料金受取人払の返信用封筒を添えて郵送）
- ⑤ 調査期間 平成30年4月15日～平成30年4月30日

※ 前回回収数 1066件

※ 前回回収率 35.5%

(3) その他

問2-2 ※問2-1でいずれかの運動やスポーツを行ったと答えた方にお聞きします。

この1年間で30分以上運動した日数を合わせると、何日くらいになりますか？

該当するものを1つ選び、○を付けてください。

- | | |
|-------------|---------------|
| 1. 週に3日以上 | 5. 3か月に1～2日程度 |
| 2. 週に2日程度 | 6. 年に1～3日程度 |
| 3. 週に1日程度 | 7. わからない |
| 4. 月に1～3日程度 | |

● **スポーツ観戦について**

問3 直接会場へ行ってスポーツ観戦をしたら、どの試合を観たいですか？

該当するもの全てに○を付けてください。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. サッカー・フットサル | 7. 水泳 |
| 2. 野球・ソフトボール | 8. ビーチバレーなどのビーチスポーツ |
| 3. バasketボール・バレーボール | 9. テニス |
| 4. 相撲・武道・格闘技 | 10. その他 |
| 5. マラソン・駅伝・陸上競技 | () |
| 6. 卓球・バドミントン | 11. 特になし |

● **今後行いたい運動・スポーツについて**

問4-1 今後行いたい運動やスポーツは何ですか？

該当するものを3つまで選び、○を付けてください。

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| 1. ウォーキング（散歩含む） | 10. サッカー・フットサル |
| 2. 体操（ストレッチ・ラジオ体操・縄跳びを含む） | 11. 野球・ソフトボール（キャッチボール含む） |
| 3. 水泳 | 12. スキー・スノーボード |
| 4. パークゴルフ | 13. サイクリング |
| 5. ゴルフ | 14. バasketボール・バレーボール |
| 6. ランニング（ジョギング） | 15. ゲートボール |
| 7. ボウリング | 16. ビーチバレーなどのビーチスポーツ |
| 8. 卓球・バドミントン | 17. 柔道・剣道・空手などの武道 |
| 9. テニス | 18. 室内運動器具（ダンベル等）を使用した運動 |
| | 19. その他（) |
| | 20. 行いたくない →問5へ |

● **平塚市のスポーツ施設について** → ※別紙注釈注3参照

問6 市内体育館（学校体育館含む）、プール、テニスコート、グラウンド（学校運動場含む）など公共スポーツ施設に望むことがありますか？

該当するものを3つまで選び、○を付けてください。次に、改善を望む施設（下記施設番号一覧表参照）の番号を回答枠内【 】に1つ御記入ください。

《施設番号一覧表》

1. 体育館（学校体育館含む）
2. 野球場
3. サッカー場
4. テニスコート
5. 学校運動場
6. プール（学校プール除く）
7. その他グラウンド

《回答枠への記入例》

施設数の増加を体育館に望む場合

① 施設数の増加【1】

1. 施設数の増加【 】
2. 指導者の配置【 】
3. 利用時間帯の拡大【 】
4. 利用案内など広報の充実【 】
5. レストランなどの充実【 】
6. 託児施設の設置【 】
7. 駐車場の整備【 】
8. 健康やスポーツに関する情報の充実【 】
9. 学校体育施設開放の促進【 】
10. 初心者向けスポーツ教室・行事の開催【 】
11. 利用手続き、料金支払いの簡素化【 】
12. 民間企業が管理するスポーツ施設の開放【 】
13. その他（ ）【 】
14. 特になし
15. 利用していない

● **総合型地域スポーツクラブについて** → 別紙注釈注4参照

問7 「総合型地域スポーツクラブ」が設立されたら参加したいと思いますか？

該当するもの1つに○を付けてください。

1. 参加したい
2. 参加したくない
3. 今回初めて知った

● **スポーツに関するボランティア活動について**

問8 スポーツに関するボランティア活動について、参加している、または参加したいものがありますか？

該当するもの全てに○を付けてください。

1. 地域のクラブなどのスポーツ指導をしている
2. 学校の部活動のスポーツ指導をしている
3. スポーツ活動の運営や世話をしている
4. 地域でのスポーツイベント（地区レクなど）のボランティアをした
5. 大きな大会（自治体主催、マラソン、サッカーなど）のボランティアをした
6. 地域のクラブなどのスポーツ指導を試みたい
7. 学校の部活動のスポーツ指導を試みたい
8. スポーツ活動の運営や世話を試みたい
9. 地域でのスポーツイベント（地区レクなど）のボランティアを試みたい
10. 大きな大会（自治体主催、マラソン、サッカーなど）のボランティアを試みたい
11. その他（ ）
12. 特になし

● **市民総合体育大会について** → ※別紙注釈注5参照

問9 市民総合体育大会について希望することはありますか？

該当するものを2つまで選び、○を付けてください。

1. 現状のまま継続してほしい
2. より大々的に行ってほしい
3. 夏ではなく、全種目を運動に適した春や秋に行ってほしい
4. 誰もが参加できる体験型のスポーツイベントも併せて行ってほしい
5. 気軽に参加できるよう、ニュースポーツやレクリエーション種目を増やしてほしい
6. 地区だけではなく、サークル等での参加を認めてほしい
7. ニュースポーツの部も秋ではなく他の種目と一緒にの時期に行ってほしい
8. 種目の中で年代別にクラスを分けてほしい
9. 参加の仕方が分からないので、参加方法を広く周知してほしい
10. 多種目に参加したいので、競技の日程をより分散させてほしい
11. 種目数が多いので、種目数を減らし継続してほしい
12. 大会の開催を止めてほしい
13. その他 ()
14. 特になし

● **湘南ひらつかパークゴルフ場について**

問10 パークゴルフ場について希望することはありますか？

該当するものを2つまで選び、○を付けてください。

1. 定期的にパークゴルフ教室を行ってほしい
2. パークゴルフ大会を開催してほしい
3. パークゴルフを通した仲間づくりができる掲示板を管理棟に設けてほしい
4. パークゴルフ用品の販売や取扱店の情報提供をしてほしい
5. 指導者やアドバイザーがいる日を設けてほしい
6. 利用料金を値下げしてほしい
7. コースをより難しくしてほしい
8. 食べ物の自動販売機や売店を設置してほしい
9. バスの増発など交通の利便性を向上してほしい
10. コースを増設してほしい
11. その他 ()
12. 特になし

● **NPO 法人湘南ベルマーレスポーツクラブについて** → ※別紙注釈注6参照

問11 NPO 法人湘南ベルマーレスポーツクラブに望むものは何ですか？

該当するもの全てに○を付けてください。

1. サッカーにおけるジュニア等の育成強化
2. スポーツを通じた青少年の健全育成
3. サッカー・フットサルの普及や指導者派遣などの充実
4. 各種健康教室の充実
5. ホームタウン住民とのふれあいの事業促進
 ↳ ※別紙注釈注7参照
6. ビーチバレーやソフトボールなどの種目でも活躍してほしい
7. NPO 法人湘南ベルマーレスポーツクラブを知らないので、周知など広報活動の強化
8. 障がい者向けのイベントを行ってほしい
9. その他 ()
10. 特になし

● **スポーツ振興について**

問12 平塚市のスポーツの振興にどのようなことを期待しますか？

該当するものを3つまで選び、○を付けてください。

- | | |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| 1. 各種スポーツ行事・大会・教室の開催 | 9. 学校体育施設の整備 |
| 2. 全国大会などの招致 | 10. スポーツ施設の整備 |
| 3. 地域のクラブやサークルの育成 | 11. 学校部活動の充実 |
| 4. 地域におけるスポーツイベントの充実
↗ ※別紙注釈注8参照 | 12. スポーツ指導者の養成 |
| 5. 自治会・ <u>地区体育振興会</u> などの地元組織活動の充実 | 13. 指導者派遣等によるスポーツ団体の活動支援 |
| 6. 総合型地域スポーツクラブの設置・育成 | 14. 年齢層にあったスポーツの普及活動 |
| 7. トップアスリートの育成 | 15. NPO法人湘南ベルマーレスポーツクラブと連携した事業展開 |
| 8. スポーツに関する広報活動 | 16. その他 () |
| | 17. 特になし |

本調査への御意見、スポーツに関する御要望等がございましたら、御自由にお書きください。

質問は以上です。同封の封筒で切手を貼らずに**6月30日(土)**までに別紙回答用紙をお送りください。いただいた回答はスポーツ政策の参考にさせていただきます。

御協力ありがとうございました。

協議事項について

(1) 見直し検討委員選出の有無（有なら人数、委員）

(2) 中間見直しスケジュール（案）の確認

(3) その他

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）

（国の補助）

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

社会教育法（昭和 24 年 6 月 10 日法律第 207 号）

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

～スポーツ課からのスポーツ団体への補助金交付状況について～

平塚市のスポーツの普及、振興及び生涯スポーツの促進を図るため、スポーツ団体やスポーツ事業、市内で開催される全国大会等に補助金を交付し、本市スポーツ施策に寄与する。

<平成30年度予算案>

分類	補助事業（団体）名	金額（円）	根拠
団体補助	平塚市体育協会	960,000	平塚市スポーツ団体補助金交付要綱
	平塚市体育振興連絡協議会	70,000	
	平塚レクリエーション連盟	92,800	
大会補助	日本学生陸上個人選手権大会	50,000	スポーツ全国大会等開催補助金交付要綱
	秩父宮賜杯実業団・学生対抗陸上競技大会	500,000	
事業補助	サッカー文化の振興によるまちづくり事業	2,180,000	平塚市スポーツ事業補助金交付要綱
	【事業内容】 ○指導者派遣事業／小・中学生トレーニングセンターへの指導者派遣（小21回、中16回） ○市内巡回授業・教室実施事業／小学校10校、幼稚園・保育園8園 ○スポーツ体験実施事業／親子サッカー教室（3回） ○交流大会実施事業／幼児交流サッカー大会（2回）		

【平成30年予算編成留意事項】

- ・ 経常的経費は枠配分方式により、H29年度当初予算額を基準とし配分された予算枠内での要求とする。
- ・ 補助金は必要性や妥当性などの側面と財政状況などの総合的な見地から検証、再検討する。

【スポーツ課の予算編成の考え方】

- ・ 事業関係は、継続していく考えのもと、枠予算内で調整して対応する。
- ・ 施設関係は、安心・安全で快適な施設利用ができるよう枠予算内で調整して対応する。

【主な対応】

- ・ 大会運営委託料や報償費等の事業経費は、運営にも支障をきたすので前年度と同額とする。
- ・ ポータルサイトを安心、安全、快適に利用できるように全面的なリニューアルをするため、2次経費で要求する。
- ・ (仮称) ひらつかパラスポーツフェスタを開催するため、2次経費で要求する。
- ・ 夜間照明点検や横浜庭球場人工芝の改修工事で施設利用の改善を図るため、2次経費で要求する。

【補助金対応】

- ・ 団体、大会、事業補助は前年度同様額とする。

平塚市スポーツ団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のスポーツ又はレクリエーションの振興を図るため、スポーツ又はレクリエーションの普及、振興若しくは指導を目的に活動する団体（以下「スポーツ団体」という。）に対し、平塚市スポーツ団体補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱において補助の対象となるスポーツ団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 平塚市体育協会
- (2) 平塚市体育振興連絡協議会
- (3) 平塚レクリエーション連盟

(補助金額)

第3条 補助金額は、補助対象事業費の2分の1以内の額で予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金の交付申請は、平塚市スポーツ団体補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要とする書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下に同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定通知)

第5条 規則第7条の規定による補助金の交付決定通知は、平塚市スポーツ団体補助金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

(補助対象からの排除)

第6条 市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金等の交付の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、補助金等の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知書を受けた者は、市長の指示に従い補助金の支払を請求するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第11条の規定による実績報告は、当該事業終了後、速やかに、平塚市スポーツ団体補助実績報告書(第3号様式)に次の書類を添えて行うものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要とする書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 市長は、次に該当すると認めた場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(1) 当該年度決算繰越金と運営安定のための積立金の合計が当該年度補助金交付決定額より多いとき

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、補助事業者は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、平塚市スポーツ団体補助金消費税仕入控除税額報告書(第4号様式)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はこれに速やかに応じなければならない。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備えかつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助対象外経費)

第12条 次の経費は、補助対象外経費とすること。

- (1) 総会・理事会等の会議費
 - (2) 飲食費(ただし、イベントなどでその場を離れられない特別な事由がある弁当代などは除く)
 - (3) 懇親会費
 - (4) 慰労的な研修会費、成果報告のない研修費
 - (5) 慶弔費
 - (6) 上部・他団体への負担金・分担金
 - (7) 運営安定のための積立金
 - (8) その他特定目的のための積立金
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、平塚市スポーツ団体補助金の交付について、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
(平塚市スポーツ団体補助金交付要綱の廃止)
- 2 平塚市スポーツ団体補助金交付要綱(平成7年4月1日施行)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について、適用し、同日前に、廃止前の旧平塚市スポーツ団体補助金要綱に基づき交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。
(有効期限)
- 4 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

(適用除外)

- 5 第3条の規定について、第2条に規定する平塚レクリエーション連盟への適用は、当面の期間、除外する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、
決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

スポーツ全国大会等開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツの普及、振興及び生涯スポーツの促進を図るため、広く市民が観覧できる全国規模等のスポーツ大会（以下「スポーツ大会」という。）を開催する団体に対し、スポーツ全国大会等開催補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 この要綱において補助対象は、本市が招致し、又は市長が適当と認める市内で開催するスポーツ大会の運営・事業に必要な経費とする。

(補助金額)

第3条 補助金額は、補助対象事業費の2分の1以内の額で予算の範囲内とする。ただし、別表に定める区分による金額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に市長が認めたものは、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金の交付申請は、スポーツ全国大会等開催補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要とする書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下に同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定の通知)

第5条 規則第7条の規定による補助金の交付の決定通知は、スポーツ全国大会等開催補助金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

(補助対象からの排除)

第6条 市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金等の交付の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、補助金等の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けたものは、市長の指示に従い、補助金の支払を請求するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第11条の規定による実績報告は、当該事業終了後、速やかにスポーツ全国大会等開催補助実績報告書（第3号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助対象事業費の2分の1以内を超えて補助金の交付決定がされている場合は、期限を定めて、補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、補助事業者は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、スポーツ全国大会等開催補助金消費税仕入控除税額報告書（第4号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はこれに速やかに応じなければならない。

(補助対象外経費)

第11条 次の経費は、補助対象外経費とする。

- (1) 会議費
- (2) 飲食費 (ただし、イベントなどでその場を離れられない特別な事由がある弁当代などは除く)
- (3) 懇親会費
- (4) 慶弔費
- (5) 上部・他団体への負担金・分担金
- (6) 運営安定のための積立金
- (7) その他特定目的のための積立金
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、スポーツ全国大会等開催補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(平塚市スポーツ大会補助金交付要綱の廃止)
- 2 平塚市スポーツ大会補助金交付要綱(平成5年4月1日施行)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について、適用し、同日前に、廃止前の旧平塚市スポーツ大会補助金交付要綱に基づき、交付要綱の申請があった補助金については、なお従前の例による。
(有効期限)
- 4 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象大会	補助金額
国際・全日本大会同規模の大会	300,000円
東日本大会同規模の大会	200,000円
関東大会同規模の大会	100,000円

平塚市スポーツ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市がスポーツ振興を図るため、平塚市スポーツ事業補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 平塚市スポーツ事業補助金を交付する団体は、特定非営利活動法人湘南ベルマーレスポーツクラブ（以下「ベルマーレスポーツクラブ」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 市長は、前条の団体が実施する本市スポーツ振興に係る事業に対して補助する。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、前条の事業を実施するために必要な経費とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 総会・理事会の会議費
- (2) 飲食費（ただし、イベントなどでその場を離れられない特別な事由がある弁当代などは除く）
- (3) 懇親会費
- (4) 慰労的な研修費、成果報告のない研修費
- (5) 慶弔費
- (6) 上部・他団体への負担金・分担金
- (7) 運営安定のための積立金
- (8) その他特定目的のための積立金

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助対象事業費の2分の1以内の額で予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金の交付申請は、平塚市スポーツ事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下に同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 規則第7条の規定による補助金の交付決定通知は、平塚市スポーツ事業補助金決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

(補助対象からの排除)

第8条 市長は、平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金等の交付の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、補助金等の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の決定通知を受けたベルマーレスポーツクラブは、市長の指示に従い補助金の支払を請求するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第10条 既に交付決定を受けた補助金の額の変更を受けようとするときは、平塚市スポーツ事業補助金変更交付申請書(第3号様式)に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 収支見込報告書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の変更交付決定の通知)

第11条 前条の規定による補助金の変更交付決定通知は、平塚市スポーツ事業補助金変更決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第12条 規則第11条の規定による実績報告は、当該事業終了後、速やかに、平塚市スポーツ事業補助金実績報告書(第5号様式)に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、平塚市スポーツ事業補助金

額確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、確定額を超えて補助金が交付されている場合は、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金等を返還させるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、補助事業者は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、平塚市スポーツ事業補助金消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はこれに速やかに応じなければならない。

（書類の整備等）

第16条 補助金の交付を受けたベルマーレスポーツクラブは、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証憑書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証憑書類は、当該補助事業完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、平塚市スポーツ事業補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第 6 6 回市民総合体育大会視察コース

実施日	平成 2 9 年 8 月 2 0 日 (日)
集合場所	総合体育館北側駐車場
集合時間	午前 9 時 0 0 分
解散予定時間	正午

総合体育館北側駐車場



パークゴルフ場

(パークゴルフ)



大井射撃場

(射撃)



総合公園 各種目会場

自由見学

総合体育館・テニスコート
第 1 武道場・第 2 武道場

(バレーボール・柔道・空手)
(硬式テニス)

※ 当日は、室内用上履きを御持参ください。

第66回市民総合体育大会成績一覧表

平成29年8月27日

《 総合成績 》

順位	昨年順位	地区名	総合得点
優勝	2	金 目	232.00
	1	旭 北	
第 3 位	6	金 田	211.50
第 4 位	7	花 水	208.00
第 5 位	3	四 之 宮	192.00
第 6 位	8	旭 南	179.00
第 7 位	9	富 士 見	172.50
第 8 位	5	南 原	162.50
第 9 位	12	神 田	156.00
第 1 0 位	10	港	153.50
第 1 1 位	4	中 原	143.50
第 1 2 位	11	岡 崎	140.25
第 1 3 位	13	真 土	133.50
第 1 4 位	18	豊 田	131.00
第 1 5 位	14	松 が 丘	125.25
第 1 6 位	15	吉 沢	116.00
第 1 7 位	19	城 島	115.25
第 1 8 位	16	崇 善	110.50
第 1 9 位	23	大 神	95.00
第 2 0 位	20	土 屋	86.00
第 2 1 位	17	横 内	85.50
第 2 2 位	22	松 原	83.50
第 2 3 位	21	八 幡	61.25
第 2 4 位	24	な で し こ	43.50

《 団体戦成績 》

種 目	申込地区	参加地区	優 勝	準優勝	第3位	第3位
剣 道	15	14	金 田	花 水	富 士 見	岡 崎
射 撃	17	17	松 原	富 士 見	金 目	
ソフトテニス	14	13	神 田	土屋・吉沢	松 が 丘	城 島
自 転 車	18	18	四 之 宮	金 目	城 島	
バドミントン	21	21	旭 北	金 目	吉 沢	旭 南
卓 球	21	21	金 田	金 目	四 之 宮	富 士 見
陸 上 競 技	23	22	金 目	旭 北	南 原	
テ ニ ス	22	22	港	崇 善	旭 北	金 田
ゲートボール	17	17	豊 田	旭 南	大 神	
パークゴルフ	24	24	旭 南	金 目	南 原	
ボウリング	A	23	23	金 目	金 田	中 原
	B			旭 北	真 土	岡 崎
軟 式 野 球	A	20	19	グラウンド不良のため、第1日目中止		
	B					
	C					
バスケットボール 男 子	A	15	15	富 士 見	花 水	
	B			なでしこ	金 田	
バスケットボール 女 子	A	12	12	旭 北	八幡・松が丘	
	B			花 水	四 之 宮	
バレーボール 男 子	A	17	17	旭 北	岡 崎	
	B			土 屋	中 原	
バレーボール 女 子	A	20	19	真 土	土 屋	
	B			金 目	旭 南	
ソフトボール	A	20	19	グラウンド不良のため、第1日目中止		
	B					
サ ッ カ ー	A	21	21	花 水	松 が 丘	
	B			岡 崎	崇 善	

第66回市民総合体育大会ニュースポーツ大会トリムバレー

《試合順序》

●Aコート

- 第1試合 ②×③
- 第3試合 ①×②
- 第5試合 ①×③

予選リーグ

チーム名	八幡	四之宮	松原	勝数 負数	順位
① 八幡		0-2	0-2	0 / 2	3
② 四之宮	2-0		2-0	2 / 0	1
③ 松原	2-0	0-2		1 / 1	2

- 第2試合 ⑤×⑥
- 第4試合 ④×⑤
- 第6試合 ④×⑥

チーム名	土屋	花水	吉沢	勝数 負数	順位
④ 土屋		1-2	1-2	0 / 2	3
⑤ 花水	2-1		2-1	2 / 0	1
⑥ 吉沢	2-1	1-2		1 / 1	2

●Bコート

- 第1試合 ⑧×⑨
- 第3試合 ⑦×⑧
- 第5試合 ⑦×⑨

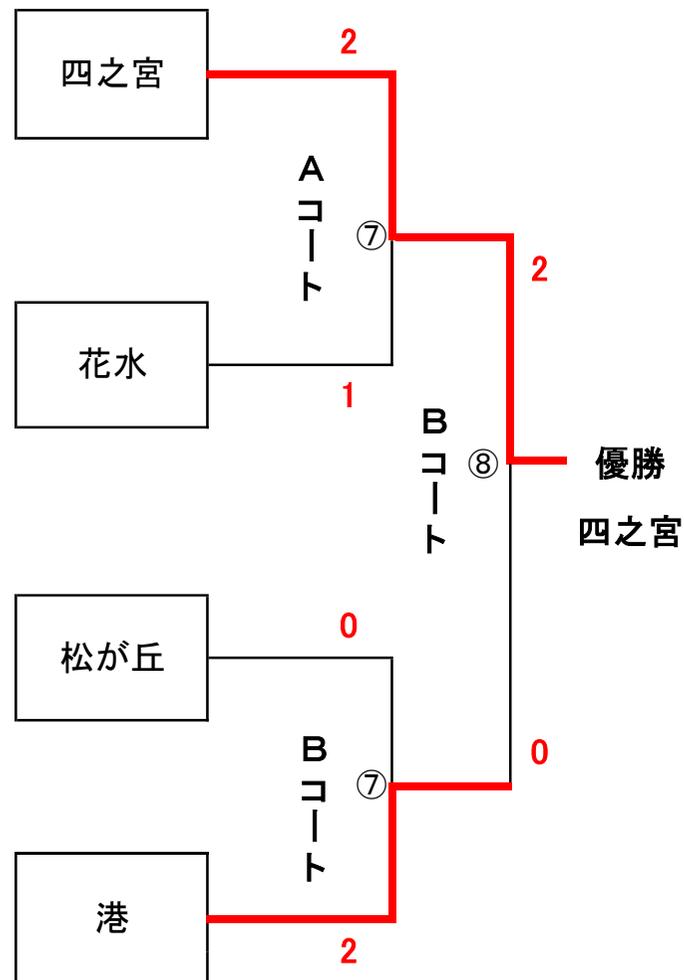
チーム名	豊田	崇善	松が丘	勝数 負数	順位
⑦ 豊田		2-0	1-2	1 / 1	2
⑧ 崇善	0-2		0-2	0 / 2	3
⑨ 松が丘	2-1	2-0		2 / 0	1

- 第2試合 ⑪×⑫
- 第4試合 ⑩×⑪
- 第6試合 ⑩×⑫

チーム名	港	神田	南原	勝数 負数	順位
⑩ 港		2-0	2-0	2 / 0	1
⑪ 神田	0-2		1-2	0 / 2	3
⑫ 南原	0-2	2-1		1 / 1	2

Aブロック

予選リーグ勝者



《試合順序》

●Cコート

- 第2試合 ⑭ × ⑮
- 第4試合 ⑬ × ⑭
- 第6試合 ⑬ × ⑮

- 第1試合 ⑰ × ⑱
- 第3試合 ⑯ × ⑰
- 第5試合 ⑯ × ⑱

●Dコート

- 第1試合 ⑳ × ㉑
- 第3試合 ⑲ × ⑳
- 第5試合 ⑲ × ㉑

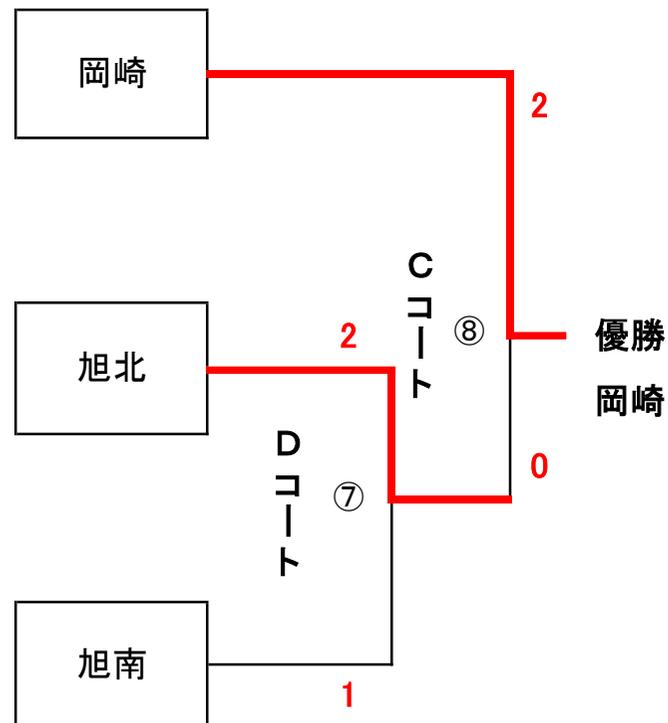
予選リーグ

チーム名	なでしこ	岡崎	中原	勝数 負数	順位
⑬ なでしこ		0-2	0-2	0 / 2	3
⑭ 岡崎	2-0		2-0	2 / 0	1
⑮ 中原	2-0	0-2		1 / 1	2

チーム名	金田	横内	旭北	勝数 負数	順位
⑯ 金田		2-0	0-2	1 / 1	2
⑰ 横内	0-2		0-2	0 / 2	3
⑱ 旭北	2-0	2-0		2 / 0	1

チーム名	旭南	富士見	真土	勝数 負数	順位
⑲ 旭南		2-1	2-0	2 / 0	1
⑳ 富士見	1-2		2-0	1 / 1	2
㉑ 真土	0-2	0-2		0 / 2	3

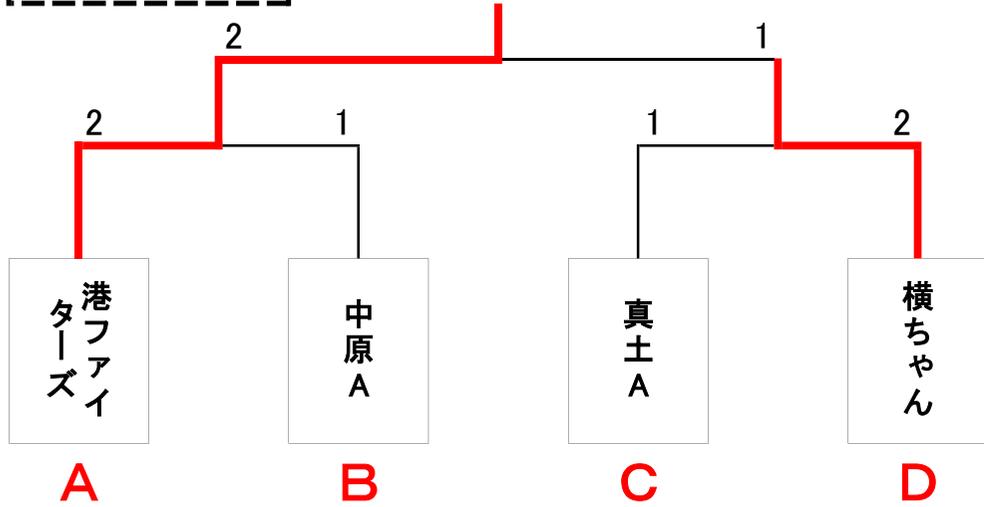
Bブロック



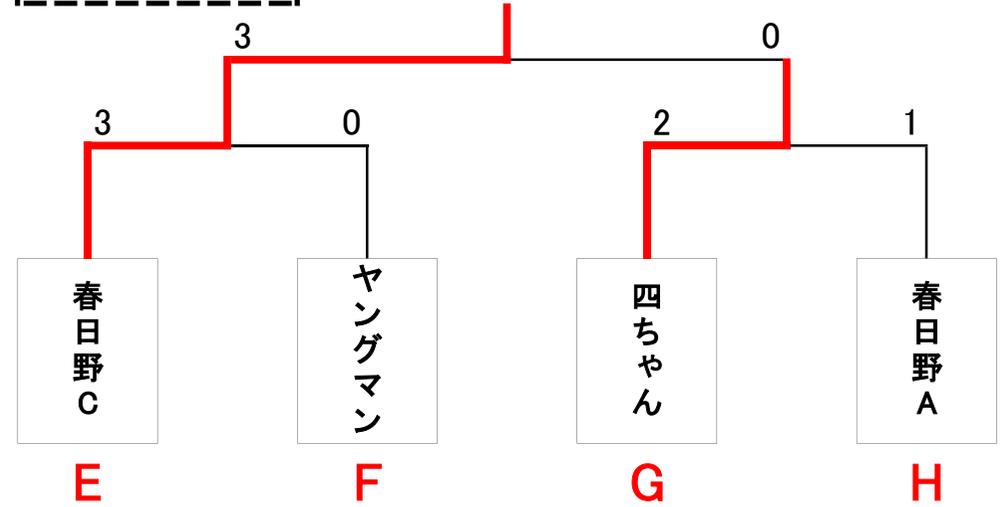
第66回市民総合体育大会 ニュースポーツ大会バウンドテニス

順位別トーナメント対戦表

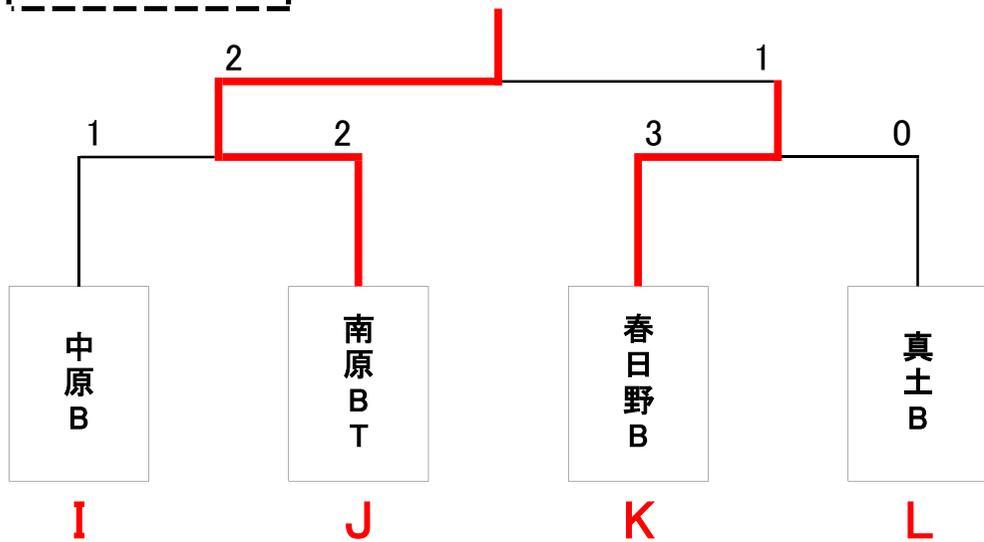
1位トーナメント



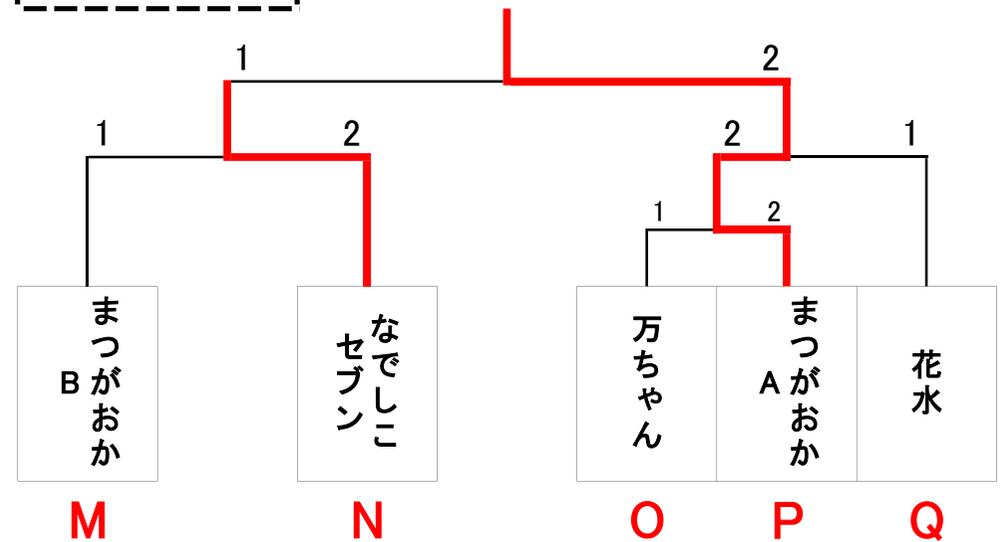
2位トーナメント



3位トーナメント



4位トーナメント



平成29年度スポーツ課関連事業実施状況

事業名	実施日	会場	参加人員等
第66回市民総合体育大会 ニュースポーツ大会（バウンドテニス）	6月18日（日）	ひらつか サン・ライフアリーナ	17チーム111人 （28年度 13チーム80人）
ニュースポーツ体験会2017 ひらつかボッチャ競技大会2017	6月18日（日）	ひらつか サン・ライフアリーナ	約400人 （28年度 実績なし）
小学校プール開放事業	夏休期間の21日間	市内28小学校	小学生延べ15538人 （28年度 15460人）
第54回平塚市少年野球大会	7月21日（金） ～ 7月30日（日）	パレスタ球場 大神スポーツ広場	52チーム688人 （28年度 52チーム729人）
第51回平塚市少年少女水泳大会	8月6日（日）	トッケイセキュリティ 平塚総合体育館 温水プール	299人 （28年度 270人）
第66回市民総合体育大会	8月20日（日） 26日（土） 27日（日）	平塚総合公園 ひらつか サン・ライフアリーナ 大神スポーツ広場等	24地区3665人 （28年度 3795人）
第46回平塚市少年少女剣道大会	10月15日（日）	トッケイセキュリティ 平塚総合体育館	209人 （28年度 212人）
平塚市民・大学交流事業 卓球教室	11月3日（祝・金）	トッケイセキュリティ 平塚総合体育館	午前137人 午後107人 （28年度 中学生卓球教室153人）
2017平塚市民・大学交流フェスタ （平塚市ロードレース大会）	11月18日（土）	Shonan BMW スタジアム平塚	（28年度 330人）
第66回市民総合体育大会 ニュースポーツ大会（トリムバレー）	11月19日（日）	ひらつか サン・ライフアリーナ	（28年度 20地区236人）
2017平塚市民・大学交流フェスタ （小学生サッカー教室）	12月10日（日）	神奈川大学 湘南ひらつか キャンパス	（28年度 96人）
平塚市民・大学交流事業 中学生バスケットボール教室 中学生陸上競技教室	12月16日（土） 12月17日（日）	トッケイセキュリティ 平塚総合体育館 東海大学湘南 キャンパス	（バスケットボール 28年度 186人） （陸上競技 28年度 470人）
平塚市市内駅伝競走大会 第64回地区対抗駅伝 第57回市内実業団対抗駅伝	1月7日（日）	Shonan BMW スタジアム平塚	（地区対抗 28年度 24チーム） （実業団対抗 28年度 15チーム） （特別参加 伊豆市 1チーム）
スポーツ優秀選手表彰	2月11日（祝・日）	サンライフガーデン	（28年度 選手15人 団体2団体）
スポーツ指導者講習会	2月17日（土）	平塚市教育会館	（28年度 スポーツ指導者174人）
第48回平塚市少年少女マラソン大会	3月上旬	Shonan BMW スタジアム平塚等	（28年度 339人）
第5回ひらつか市民 スポーツフェスティバル	3月25日（日）	平塚総合公園	（第4回 教室参加者・見学者 3568人）